

『与一の郷ごころ便』の
申し込みを受け付けます

市内で生産される新鮮な農産物を、懐かしい方やお世話になった方に贈ってみませんか。

●受付開始…6月10日(火)～
●募集個数…350個(先着順)
●予定農産物…米、三五八漬物床、椎茸、白美人ねぎ、ニラ、トマト、茄子、アスパラガス、とうもろこし、味噌、じゃがいも、葉生姜、一口羊かん、ミニトマトの14品目

※変更になることもあります。
●料金…1個5000円 (送料、税込み)



●発送予定日…7月18日(金)
●申込方法…市農業公社、市役所、市各施設、市内のJA各支店の窓口などに備えてある申込書に必要事項を記入の上、次の方法により申し込みください。【現金払い】申込書とともに市農業公社へ直接ご持参。【振込払い】申込書を郵送またはFAXで左記へ送付。代金は指定口座へ振込。

問申(八公財)大田原市農業公社
文1階

〒324-0041
大田原市本町1-3-3
TEL (23) 4834
FAX (23) 4857

圃場整備推進に対する補助金

市では、圃場整備の推進活動に取り組む地域に対して、年額50万円を限度に2年間補助金を交付しています。今年度中の申請までを対象としますので、ご相談などは左記へご連絡ください。

問 農林整備課 文3階
TEL (23) 8126

小規模工事などの契約を希望する方へ



小規模な建設工事および修繕の契約を希望する方の登録を次のとおり受け付けます。

●登録できる方…市内に主たる事業所(本社、本店)または、住所を有する方。ただし、次のいずれかに該当する場合は、登録できません。

▼成年被後見人および被保佐人
▼破産者で復権を得ていない方
▼大田原市入札参加資格者名簿に登録されている方
▼希望する業種に必要な資格、免許などを有しない方
▼市税などに滞納のある方

●登録できる業種…建設業法で定められている28業種で、3業種まで。なお、水道事業の「指定給水装置工事業

者」および市下水道事業の「排水設備指定工事店」の指定を受けている方は当該業種の登録は必要ありません。

●申請書類…①大田原市小規模工事等契約希望者登録申請書(市ホームページからダウンロードできます。)

②平成25年度以前分の法人および個人に関する市税などの完納を証明する書類(市税務課で発行します。)

③希望業種に資格・免許などが必要な場合はその資格・免許などの写し

●登録有効期間…7月1日～平成29年6月30日(3年間)

●受付期間…6月16日(月)～6月30日(月)

※土・日曜日を除く、午前9時～午後5時15分

※7月1日以降の申請は、下記へお問い合わせください。

●注意事項…▼小規模工事の範囲は、市が発注する小規模な建設工事や修繕でその内容が軽易でかつ履行の確保が容易な契約金額80万円未満のものです。

▼登録申請者は、登録名簿に登録され、市が小規模工事を発注する際の指名業者選定の対象となります。ただし、指名や契約を約束するものではありません。

▼原則として、複数の業者の見積競争により、予算の範囲内で最も低価格の見積書を提出した方と契約することになります。なお、見積り業者として指名されても辞退は自由ですが、その場合は、必ず工事担当課へご連絡ください。

▼請負った工事などは、自ら履行することを原則とし、一括下請(丸投げ)および市が認めた場合以外の下請負はできませんので、希望業種は自ら施工(履行)できる業種を記載してください。

問申検査課 南2階
TEL (23) 8189

経済センサス・基礎調査および商業統計調査の実施

7月1日を調査期日として、「経済センサス・基礎調査」と「商業統計基礎調査」を一体的に実施します。

●調査方法…栃木県知事が任命する調査員が直接訪問する「調査員による調査」と国が契約する民間事業者から本社などに一括して郵送する「本社等一括調査」があります。

●提出…調査票は、6月末日までにお届けしますので、7月1日以降に提出またはインターネットを使用してオンラインで回答してください。「本社等一

括調査」は、郵送またはオンラインで回答してください。

●調査結果の扱いについて…国および地方公共団体の行政施策や民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されます。

問 政策推進課 A2階
TEL (23) 1951



2015とちぎ求人企業
合同説明会の開催

日時…6月10日(火)
午後1時～4時30分

●場所…マロニエプラザ (原立宇都宮産業展示館)

※予約不要。当日会場にお越しください。

●対象…県内企業に就職を希望する平成27年3月大学・短大・高専・専修学校など卒業予定者、卒業後3年以内の未就職者、おおむね45歳未満で同学歴卒業業者など

●参加企業…140社予定

※ホームページでお知らせします。 <http://www.tochigi-work2.net/>

問 県労働政策課雇用対策担当
TEL 028(623)3224

A 仮設庁舎A棟「政策・せいかつ館」 **B** 仮設庁舎B棟「税・まちづくり館」 **東** 東別館「安心・しあわせ館」

**県立東北産業技術専門校
在職者訓練技能向上コース
受講者の募集**

●対象：企業・団体にお勤めの方、自営業の方

●訓練コース：第2種電気工事士技能試験準備講習、表計算データ処理(Excel2010応用編・関数編・VBA基礎編)、観光マーケティング、技能検定準備講習(旋盤1・2級)、技能検定準備講習(フライス盤1・2級)、3次元機械(CAD基礎・応用、半自動溶接、第1種電気工事士筆記試験準備講習、POP広告作成)

●訓練時間：午前9時～午後4時

●訓練場所：県立東北産業技術専門校

●問申：県立東北産業技術専門校(那須町高久甲5226-24)

TEL 0287(64)4000

税



年金を受給している65歳以上の方の特別徴収制度

平成26年4月1日現在、65歳以上の方で、年金の所得に対して市民税・県民税が課税される場合、年金からの特別徴収制度(年金支給額から市民税・県民税を天引きして納付する制度)により、市民税・県民税を納付していただくこととなります。

この制度は、地方税法第321条7の2の規定に基づき実施されているもので、個人の選択による徴収方法の変更はできません。

なお、この制度はあくまでも徴収方法を変更するものであり、市民税・県民税の計算方法が変更になったわけではありません。

特別徴収の対象者

▼前年中に公的年金の支払いを受けかつ4月1日に公的年金などの支払いを受けている方
▼4月1日現在、65歳以上の方
▼遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上の方
▼市の行う介護保険の保険料が年金から特別徴収(天引き)されている方

●特別徴収の対象となる年金
老齢または退職を支給事由とする公的年金

特別徴収される税額

●特別徴収される税額
公的年金所得にかかる所得割額と均等割額
※給与所得や農業所得などの公的年金以外の所得がある場合は、その分にかかる税額は

除かれます。

●税額などの通知：年金から特別徴収される金額は、送付される「平成26年度市民税・県民税税額決定・納税通知書」に記載がありますので、ご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

特別徴収の方法

▼特別徴収開始1年目の方(昭和23年4月2日から昭和24年4月1日生まれの方)・・・年金の前半と後半で徴収方法

が異なります。

【前半】年金にかかる年税額の半分の金額を2回に分け、6、8月に普通徴収(市役所または金融機関などで納付書により納める方法)により納付。
【後半】残った年税額を3回に分け、10、12、2月に支給される公的年金から特別徴収。

▼特別徴収2年目以降の方(昭和23年4月1日以前生まれの方)・・・年6回の公的年金などの支給時に特別徴収となります。

【前半】年金にかかる年税額の半分の金額を2回に分け、6、8月に普通徴収(市役所または金融機関などで納付書により納める方法)により納付。
【後半】残った年税額を3回に分け、10、12、2月に支給される公的年金から特別徴収。

特別徴収方法例

◎特別徴収開始1年目の方

例：公的年金所得にかかる年税額60,000円の場合

期別および支給月	年税額の1/2を普通徴収		年税額の1/2を年金支給額から特別徴収		
	1期(6月)	2期(8月)	公的年金(10月支給)	公的年金(12月支給)	公的年金(2月支給)
年税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

◎特別徴収開始2年目以降の方

例：公的年金所得にかかる年税額63,000円の場合

年金支給月	仮特別徴収税額を特別徴収			年税額から仮特別徴収税額を差し引いた額を特別徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年税額	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円	11,000円
算出方法	前年度の特別徴収			10月以降の支給月は、年税額(63,000円)から仮特別徴収税額(30,000円)を差し引いた額33,000円を3回で徴収		

ますが、前半の3回は仮特別徴収税額の徴収となります。
【前半】平成25年10月から翌年3月の間に特別徴収で天引きされた額に相当する額を3回に分け、4、6、8月に支給される公的年金から特別徴収。
【後半】平成26年分年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を3回に分け、10、12、2月に支給される公的年金から特別徴収。
●年金特別徴収の停止：次のいずれかに該当する場合、年金からの特別徴収は停止となります。
▼特別徴収対象年金の給付を受けなくなった場合
▼対象者が転出、死亡した場合
▼市の行う介護保険の特別徴収被保険者でなくなった場合
▼年度途中で公的年金などにかかる所得から算出される市民税・県民税額が変更となった場合
※年金からの特別徴収が停止され、市民税・県民税の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きました納付書で納付をお願いします。
※不明な点は左記までお問い合わせください。

問 税務課 B1階
TEL (23) 8725